

監事監査意見書

令和7年6月8日

社会福祉法人摩耶福祉会
理事長 檜崎 信雅 様

監事 中原 和久
監事 波多江 静香

私たち摩耶福祉会監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における社会福祉法人摩耶福祉会の理事の職務の執行について監事監査規程に則り監査を行いました。その方法及び財産状況について、定款第11条第1項の規定により、令和7年6月8日、法人事務所において監査を実施し、その結果を同上第2項の規定により、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程に基づき、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討し、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定義に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、終始及び純資産の増減状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。